

附属書六（第七章、第八章関係） 現行の措置に関する留保

1 各締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に關し当該締約国が付する留保について、第六十六条1及び第一百一条1の規定に従って記載するものであり、適当な場合には、直ちに又は将来実施される自由化に関する約束を含む。

- (a) 第五十八条又は第九十八条（内国民待遇）
- (b) 第五十九条又は第九十九条（最恵国待遇）
- (c) 第六十四条（経営幹部及び取締役会）
- (d) 第六十五条（特定措置の履行要求）
- (e) 第一百条（現地における拠点）

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」とは、留保の対象となる一般的な分野をいう。
- (b) 小分野。「小分野」とは、留保の対象となる個別の分野をいう。

- (c) 産業分類。「産業分類」は、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。
- (d) 留保の種類。「留保の種類」は、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
- (e) 政府の段階。「政府の段階」は、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
- (f) 措置。「措置」は、留保の対象となる現行の法令その他の措置（「概要」の記述を勘案する旨明記されている場合には、当該記述を勘案する。）を明示する。「措置」に規定する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続しており又は更新される措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
- (g) 概要。「概要」には、この協定の効力発生の日に有効となる自由化に関する約束がある場合には、当該約束を記載し、かつ、留保の対象となる現行の措置が当該約束を実施した後において引き続き1に規定する義務に適合しない点を記載する。
- (h) 段階的撤廃。「段階的撤廃」には、この協定の効力発生の日の後に実施される自由化に関する約束がある場合には、当該約束を記載する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第七章及び第八章の関連規定に照らし、かつ、次の(a)から(c)までの規定に従って解釈する。

(a) 「段階的撤廃」には、現行の措置が1に規定する義務に適合しない点に関する段階的撤廃について定めるものとし、「段階的撤廃」は、その他のすべての事項に優先する。

(b) 「措置」については、「概要」に記述される自由化に関する約束を勘案するものとし、これを勘案した「措置」がその他のすべての事項に優先する。

(c) 「概要」に自由化に関する約束についての記述がない場合は、「措置」は、その他のすべての事項に優先する。ただし、「措置」とその他の事項との乖離^{かい}が全体として実質的かつ重大であり、「措置」を当該その他の事項に優先させることが合理的でないと考えられる場合には、その乖離^{かい}の程度において当該その他の事項が優先する。

4 締約国が自国の区域内におけるサービスの提供の条件としてサービス提供者に対し自国の国民、永住者又は居住者であることを求める措置を維持する場合において、第九十八条、第九十九条又は第百条について当該措置に関する留保が行われるときは、当該措置がとられる限度において、第五十八条、第五十九条

又は第六十五条についても留保が行われたものとする。

5 メキシコの表に記載する経済活動であつて外国投資家が所有することができる持分の割合について制限が存在するものに関し、当該持分の割合を算定するに当たっては、メキシコ資本が持分の過半数を有するメキシコの企業を通じて間接的に行われる外国投資は、考慮に入れない。ただし、これらの企業が外国投資家によつて支配されていないことを条件とする。

6 日本国の表に規定する外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づく事前届出の要件とは、メキシコの投資家又はその所有し若しくは支配する日本の企業が投資を行おうとする場合に、財務大臣及び事業所管大臣に対し、当該投資に関する届出を提出するよう求められることをいう。これらの大臣は、当該投資が国の安全、公の秩序若しくは公衆の安全又は経済の円滑な運営に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該投資に係る内容の変更又は当該投資の中止を勧告し又は命令することができるとができる。

7 この附属書の適用上、

「C M A P」とは、国立統計・地理・情報庁が作成した千九百九十四年のメキシコ活動・生産物分類の

番号をいう。

「特許」とは、天然資源の採掘を行う者又はあるサービスを提供する者に対しメキシコにおいて国家が権利を与える行為であつて、メキシコの国民及びメキシコの企業について外国人に優先して行われるものをいう。

「外国人排除条項」とは、企業の定款等における明示の規定であつて、当該企業が外国人に対し直接又は間接に当該企業の共同経営者又は株主となることを認めてはならない旨を定めたものをいう。

「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一	
分野	自動車整備業
小分野	自動車分解整備業
産業分類	J S I C 八六 自動車整備業
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府

	二
<p>措置 概要</p> <p>段階的撤廃</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置</p>
<p>道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六章 国境を越えるサービスの貿易 自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。 約束しない。</p>	<p>事業サービス</p> <p>J S I C 九〇五一 民営職業紹介業 J S I C 九〇九五 労働者派遣業 現地における拠点（第百条） 中央政府</p> <p>職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三章 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第三章 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国内の企業に対し民間の職業紹介サービス又は労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス及び船員派遣サービスを含む。）を提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し及び、場</p>

四		三
分野	<p>段階的撤廃</p> <p>概要</p> <p>措置</p> <p>政府の段階</p> <p>留保の種類</p> <p>産業分類</p> <p>小分野</p> <p>分野</p>	<p>段階的撤廃</p>
熱供給業	<p>約束しない。</p> <p>2 解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>1 建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第五章</p> <p>建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章</p> <p>中央政府</p> <p>現地における拠点（第百条）</p> <p>J S I C 〇八 設備工事業</p> <p>J S I C 〇七 職別工事業（設備工事業を除く。）</p> <p>J S I C 〇六 総合工事業</p>	<p>建設業</p> <p>合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。</p> <p>約束しない。</p>

五	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
情報通信業 電気通信業 内国民待遇（第五十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 中央政府 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 投資 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決	J S I C 三五一一 熱供給業 内国民待遇（第五十八条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 約束しない。

	六
段階的撤廃	分野 小分野 産業分類
<p>権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない者</p> <p>(b) 外国政府又はその代表者</p> <p>(c) 外国の法人又は団体</p> <p>2 日本国の国籍を有しない者は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p> <p>約束しない。</p>	<p>情報通信業</p> <p>電気通信業及びインターネット付随サービス業</p> <p>J S I C 三七二一* 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p>J S I C 三七二二* 長距離電気通信業</p> <p>J S I C 三七二九* その他の固定電気通信業</p> <p>J S I C 三七三一* 移動電気通信業</p> <p>J S I C 四〇一一* インターネット付随サービス業</p> <p>（J S I Cの番号に付された星印（*）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち電気通信事業法第九条に基づく登録が求められるものに限られることを示す。）</p> <p>内国民待遇（第五十八条）</p> <p>中央政府</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階</p>

	七
措置 概要 段階的撤廃	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 段階的撤廃
<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>約束しない。</p>	<p>製造業 医薬品製造業 J S I C 一七六三 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第五十八条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p> <p>約束しない。</p>

八	
分野	製造業
小分野	皮革及び皮革製品製造業
産業分類	<p>J S I C 一二五七 毛皮製衣服・身の回り品製造業</p> <p>J S I C 一二五九* 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業</p> <p>J S I C 一七九四* ゼラチン・接着剤製造業</p> <p>J S I C 二〇二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二一 なめし革・同製品・毛皮製造業</p> <p>J S I C 三二三四* 運動用具製造業</p>
留保の種類	<p>内国民待遇（第五十八条）</p> <p>中央政府</p>
政府の段階	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p>
措置	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p>
概要	<p>投資</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投</p> <p>（J S I C の番号に付された星印（*）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られることを示す。）</p> <p>（J S I C の番号に付された二個の星印（**）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られることを示す。）</p>

十	九	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	段階的撤廃
計量サービス J S I C 九〇二 商品検査業 J S I C 九〇三 計量証明業	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第五十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 投資 日本国の船舶は、日本国の国籍を有する自然人又は日本国の法律に基づいて設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国籍を有するものが所有する船舶に与えられる。 約束しない。	資を行おうとする外国投資家について適用する。 約束しない。

留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号） 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）
概要	<p>国境を越えるサービスの貿易</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。 2 特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 3 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 4 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 5 特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 6 計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。

	<p>十一</p> <p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p> <p>概要</p>	<p>段階的撤廃</p> <p>医療及び福祉</p> <p>J S I C 七五九九 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業</p> <p>現地における拠点（第百条）</p> <p>中央政府</p> <p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章</p> <p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本の法令に基づき厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>約束しない。</p>
<p>十二</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p>	<p>段階的撤廃</p> <p>鉱業</p> <p>J S I C 〇五 鉱業</p> <p>内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）</p> <p>現地における拠点（第百条）</p>

	十三
政府の段階 措置 概要 段階的撤廃	分野 小分野 産業分類 石油業 J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業 J S I C 一八一 石油精製業 J S I C 一八二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） J S I C 一八四一* 舗装材料製造業 J S I C 一八九九* 他に分類されない石油製品・石炭製品製造業 J S I C 四七一* 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。） J S I C 四七二一* 冷蔵倉庫業 J S I C 五二三一 石油卸売業 J S I C 六〇三一 ガソリンスタンド J S I C 六〇三二* 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。） J S I C 九〇九九* 他に分類されないその他の事業サービス業 （J S I Cの番号に付された星印（*）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活
中央政府 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。 約束しない。	

十四		
産業分類	分野 小分野	留保の種類 政府の段階 措置 概要 段階的撤廃
J S I C 〇一 農業 J S I C 〇二 林業 J S I C 〇三 漁業 J S I C 〇四 水産養殖業	農林水産業に関連する第一次産業（附属書七の対象であるものを除く。）	<p> 動のうち石油業に関連するものに限られることを示す。） （J S I Cの番号に付された二個の星印（**）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち液化石油ガス産業に関連するものに限られることを示す。） 内国民待遇（第五十八条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレンジグリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。 約束しない。 </p>

十五	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス J S I C 八〇一一 法律事務所 現地における拠点(第百条) 中央政府 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三章、第四章、第四章の二及び第五章 国境を越えるサービスの貿易 法律サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有する者でな
	段階的撤廃 概要 措置 留保の種類 政府の段階 措置 概要	約束しない。 業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業に関連する第一次産 業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 内国民待遇(第五十八条) 中央政府 農林水産業協同組合(他に分類されないもの) J S I C 七九一 漁業協同組合、水産加工業協同組合 J S I C 六二二四 農業協同組合

十七		十六
分野	<p>段階的撤廃</p> <p>概要</p> <p>措置</p> <p>政府の段階</p> <p>留保の種類</p> <p>産業分類</p> <p>小分野</p>	<p>段階的撤廃</p>
自由職業サービス	<p>自由職業サービス</p> <p>J S I C 八〇一一 法律事務所</p> <p>現地における拠点（第百条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第四章</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>外国法事務弁護士サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有する者でなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。</p> <p>日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。</p> <p>約束しない。</p>	<p>約束しない。</p> <p>なければならない。</p> <p>法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。</p> <p>約束しない。</p> <p>なければならない。</p>

十八	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 段階的撤廃
自由職業サービス J S I C 八〇二一 公証人役場、司法書士事務所 内国民待遇（第九十八条） 現地における拠点（第百条） 中央政府 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章 国境を越えるサービスの貿易 日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。 公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。	J S I C 八〇二二 特許事務所 現地における拠点（第百条） 中央政府 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第六章及び第八章 国境を越えるサービスの貿易 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならぬ。 約束しない。

二十		十九
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階	段階的撤廃	段階的撤廃
自由職業サービス J S I C 八〇三一 公認会計士事務所 現地における拠点（第百条） 中央政府	段階的撤廃 約束しない。 約束しない。 司法書士サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により司法書士としての資格を有する者でなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならぬ。 約束しない。	自由職業サービス J S I C 八〇二一 公証人役場、司法書士事務所 現地における拠点（第百条） 中央政府 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三章、第四章、第五章及び第七章 国境を越えるサービスの貿易

	二十一
措置 概要 段階的撤廃	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 段階的撤廃
<p>公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第五章の二及び第七章 国境を越えるサービスの貿易 監査サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。 約束しない。</p>	<p>自由職業サービス J S I C 八〇三二 税理士事務所 現地における拠点（第百条） 中央政府 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三章、第四章、第五章の二、第六章及び第七章 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号） 国境を越えるサービスの貿易 税理士サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により税理士としての資格を有する者でなければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。 約束しない。</p>

<p>二二三</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p>	<p>自由職業サービス</p> <p>J S I C 八〇九二 社会保険労務士事務所 現地における拠点（第百条）</p>
<p>二十二</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>自由職業サービス</p> <p>J S I C 八〇五一 建築設計業 J S I C 八〇九七 不動産鑑定業 J S I C 八〇九八 行政書士事務所 J S I C 八〇九九 他に分類されない専門サービス業 現地における拠点（第百条） 中央政府 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第五章 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>建築士（日本の法令により建築士としての資格を有する者）又はこれを使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとするときは、日本国内に事務所を設置しなければならない。</p> <p>約束しない。</p>

<p style="text-align: center;">二十四</p>	<p style="text-align: center;">分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p style="text-align: center;">自由職業サービス</p> <p style="text-align: center;">J S I C 八〇九八 行政書士事務所 現地における拠点（第百条） 中央政府</p> <p>行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条、第六条の二、第八条及び第十九条 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>行政書士サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により行政書士としての資格を有する者でなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。</p>
	<p style="text-align: center;">政府の段階 措置 概要</p>	<p style="text-align: center;">中央政府</p> <p>社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二、第四章の二及び第四章の三 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>社会保険労務士サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有する者でなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。</p> <p>社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。</p> <p>約束しない。</p>
<p style="text-align: center;">段階的撤廃</p>		<p>約束しない。</p>

二十五	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス J S I C 八〇九九 他に分類されない専門サービス業 現地における拠点（第百条） 中央政府 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章、第四章、第五章及び第七章 国境を越えるサービスの貿易 土地家屋調査士サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有する者でなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならぬ。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。 約束しない。
二十六	分野 小分野 産業分類	不動産業 J S I C 六八一 一 建物売買業 J S I C 六八一 二 土地売買業 J S I C 六八二 一 不動産代理業・仲介業 J S I C 六九四 一 不動産管理業

二十七	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	不動産鑑定業 J S I C 八〇九七 不動産鑑定業 現地における拠点（第百条） 中央政府 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三章
留保の種類 政府の段階 措置	現地における拠点（第百条） 中央政府 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二章 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第三章 国境を越えるサービスの貿易	概要 1 宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2 不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、主務大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 3 マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。 約束しない。
段階的撤廃		

	二十八
概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
概要 国境を越えるサービスの貿易 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。 約束手しない。	船員 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 四五一 外航海運業 J S I C 四五二 沿海海運業 内国民待遇（第九十八条） 中央政府 船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章 第九次雇用対策基本計画（平成十一年八月十三日閣議決定） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百二十七号） 国土交通省海事局長通達（平成十六年第五百五十三号） 国境を越えるサービスの貿易 日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる者を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。

三十		二十九
分野 小分野	段階的撤廃	段階的撤廃
職業上の安全及び衛生に関連するサービス	<p>段階的撤廃</p> <p>概要</p> <p>投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 警備業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の認定を受けなければならない。</p> <p>約束しない。</p>	<p>警備業</p> <p>J S I C 九〇六一 警備業</p> <p>内国民待遇（第五十八条）</p> <p>現地における拠点（第百条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二章</p>

三十一		
分野 小分野 産業分類 留保の種類	産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 段階的撤廃	<p>産業分類 J S I C 七七二二 職業訓練施設 J S I C 八〇九九 他に分類されない専門サービス業 J S I C 九〇二一 商品検査業 J S I C 九〇三二 環境計量証明業 現地における拠点（第百条） 中央政府</p> <p>留保の種類 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章 登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和四十七年労働省令第四十四号） 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号） 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>概要 作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し又は事務所を設置し、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。</p> <p>段階的撤廃 約束しない。</p>
測量業	測量業	<p>測量業 J S I C 八〇五二 測量業 現地における拠点（第百条）</p>

	三十二
<p>政府の段階 措置 概要</p> <p>段階的撤廃</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p> <p>政府の段階 措置</p> <p>概要</p>
<p>中央政府 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章 国境を越えるサービスの貿易 測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならぬ。 約束しない。</p>	<p>運輸業 航空運輸業 J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇（第五十八条） 最恵国待遇（第五十九条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行う うとする外国投資家について適用する。</p>

2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。

(a) 日本国の国籍を有しない自然人

(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

(c) 外国の法令に基づいて設立された企業その他の団体

(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される企業、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される企業又は議決権のある株式の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される企業

航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実効的に支配する持株会社等についても適用する。

3 日本国の航空運送事業者及びこれらの航空運送事業者を実効的に支配する企業（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該企業の株式を所有するものからその氏名及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)の企業に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。

4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

	三十三
段階的撤廃	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならず、また、日本国内の各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。 約束しない。	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。） 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 投資及び国境を越えるサービスの貿易 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行う うとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与 えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

三十四	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	段階的撤廃
運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録） 内国民待遇（第五十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 中央政府 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 投資 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機原簿への登録は、認められない。 (a) 日本の国籍を有しない自然人	約束しない。 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。 持株会社等についても適用する。 可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実効的に支配する 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許 可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実効的に支配する 持株会社等についても適用する。 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。 (c) 外国の法令に基づいて設立された企業その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される企業、役員のお三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される企業又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される企業

三十六		
分野	<p>段階的撤廃</p> <p>概要</p> <p>措置</p> <p>政府の段階</p> <p>留保の種類</p> <p>産業分類</p> <p>小分野</p>	<p>段階的撤廃</p>
運輸業	<p>運輸業</p> <p>通関業</p> <p>J S I C 四八九九 他に分類されない運輸に附帯するサービス業</p> <p>現地における拠点（第百条）</p> <p>中央政府</p> <p>通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二章</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。</p> <p>約束しない。</p>	<p>約束しない。</p> <p>2 外国の国籍を有する航空機の航空機原簿への登録は、認められない。</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された企業その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される企業、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される企業又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される企業</p>

小分野 産業分類	留保の種類	政府の段階	措置	概要
貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条）	現地における拠点（第百条） 中央政府	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章、第三章及び第四章 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）	投資及び国境を越えるサービスの貿易 1 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された企業その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される企業、役員のおよそ三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される企業又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される企業

	三十七	段階的撤廃
<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階措置</p> <p>概要</p>	<p>運輸業</p> <p>貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第五十八条）</p> <p>最恵国待遇（第五十九条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第六十四条）</p> <p>中央政府</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章、第三章及び第四章</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>投資</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された企業その他の団体</p>	<p>2 貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。</p> <p>約束しない。</p>

	三十八
段階的撤廃	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
<p>約束しない。</p> <p>2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される企業、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される企業又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される企業</p>	<p>運輸業 鉄道業</p> <p>J S I C 四二 鉄道業</p> <p>J S I C 四八五一 鉄道施設提供業</p> <p>内国民待遇（第五十八条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>投資</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易</p>

四十		
分野 小分野 産業分類	段階的撤廃 概要 措置 政府の段階 留保の種類	段階的撤廃
運輸業 道路運送業 J S I C 四三 道路旅客運送業	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の道路旅客運送業への投資を行うとするとする外国投資家について適用する。車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。 投資 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	法に基づく事前届出は必要とされない。 約束しない。

<p>四十一</p>	
<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>留保の種類 政府の段階 措置 概要 段階的撤廃</p>
<p>運輸業 運輸に附帯するサービス業 内国民待遇（第九十八条） 現地における拠点（第百条） 中央政府 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第二章及び第三章 国境を越えるサービスの貿易 日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。</p>	<p>J S I C 四四 道路貨物運送業 現地における拠点（第百条） 中央政府 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二章 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章 国境を越えるサービスの貿易 旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 約束しない。</p>

四十三		<p>段階的撤廃</p> <p>運輸業 水運業</p> <p>J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業</p>
四十二	<p>段階的撤廃</p> <p>概要</p> <p>措置</p> <p>政府の段階</p> <p>留保の種類</p> <p>産業分類</p> <p>小分野</p> <p>分野</p>	<p>段階的撤廃</p> <p>運輸業 水運業</p> <p>J S I C 四五一 外航海運業</p> <p>内国民待遇（第九十八条） 最恵国待遇（第九十九条） 中央政府</p> <p>外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号） 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>メキシコにより日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、メキシコの外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。</p> <p>約束しない。</p>

四十四	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	運輸業 水運業 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 投資及び国境を越えるサービスの貿易
段階的撤廃	留保の種類 政府の段階 措置 概要	J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第五十八条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。 約束しない。

四十六	四十五	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	段階的撤廃 概要 措置 政府の段階 留保の種類 産業分類 小分野 分野	段階的撤廃
上水道業 J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇（第五十八条）	技能検定 現地における拠点（第百条） 中央政府 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章 国境を越えるサービスの貿易 労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする企業は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。 約束しない。	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。 約束しない。

四十七	
<p>段階的撤廃</p>	<p>政府の段階 措置 概要</p>
<p>卸売業及び小売業 家畜 J S I C 五一一九 その他の農畜産物・水産物卸売業 現地における拠点（第百条） 中央政府 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条 国境を越えるサービスの貿易 家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあつせんをいう。 約束しない。</p>	<p>段階的撤廃 概要 投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 約束しない。</p> <p>中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p>

メキシコの表

一	分野	すべての分野
小分野	産業分類	内国民待遇（第五十八条）
留保の種類	政府の段階	連邦政府
措置	概要	メキシコ合衆国憲法第二十七条
投資	外国投資法の施行及び外国投資の登録に関する規則第二編第一章及び第二章	外国人及び外国企業は、メキシコの国境から百キロメートルまでの地帯及びメキシコの海岸から内陸に向かって五十キロメートルまでの地帯（以下「制限区域」という。）にある陸地及び水域について、その所有権を取得することができない。
外国人排除条項を有しないメキシコの企業は、制限区域内に所在する不動産で居住以外の目的で使用されるものの所有権を取得することができる。ただし、取得の日の後六十執務日以内に、外省に対しその取得について通報しなければならない。	外国人排除条項を有しないメキシコの企業は、制限区域内に所在する不動産で居住の目的で使用されるものの所有権を取得することができない。	

外国人排除条項を有しないメキシコの企業は、次の信託の手續に従うことにより、制限区域内に所在する不動産で居住の目的で使用されるものを使用し、及び享有する権利を取得することができる。この手續は、外国人又は外国企業が制限区域内に所在する不動産（その用途を問わない。）を使用し、及び享有する権利を取得しようとする場合についても、適用する。

信託の目的が不動産の所有権を譲渡することなく当該不動産を使用し、及び享有することを認めることにあり、かつ、信託の受益者が前記の外国人排除条項を有しないメキシコの企業又は外国人若しくは外国企業であるときは、信用機関が受託者として制限区域内に所在する不動産に係る権利を取得するためには、外務省の許可を受けなければならない。

制限区域内に所在する不動産の「使用」及び「享有」とは、当該不動産を使用し、かつ、享有する権利（適当な場合には、第三者又は受託者たる信用機関による当該不動産の営利的な運用及び開発から生ずる果実、生産物その他の利益を取得することを含む。）をいう。

この留保に規定する信託の期間は、最長五十年の期間とし、利害関係を有する当事者の要請に基づいて更新することができる。

外務省は、この留保に規定する許可が与えられるための条件の遵守及び前記の通報の正確性につき随時確認を行うことができる。

外務省は、これらの不動産に係る権利の取得及び行使が国家にもたらし得る経済的利益及び社会的利益を考慮し、その許可につき決定する。

制限区域外の不動産を取得しようとする外国人及び外国企業は、その目的のために自らがメキシコの国民とみなされることに同意し、かつ、当該不動産について自国の政府の保護を求め、これを放棄する旨の文書を、事前に外務省に提出しなければならない。

	二	
段階的撤廃	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	段階的撤廃 約束しない。
段階的撤廃	労働者の雇用及び訓練に対する影響 技術上の貢献 環境に関する法令に定める環境に関する諸規定の遵守 メキシコの産業全体の競争力の向上に対する貢献	すべての分野 内国民待遇（第五十八条） 連邦政府 外国投資法第六編第三章 投資 国家外国投資委員会は、その検討のために提出された申請であって、この表に記載する規制された活動における投資財産の取得又は設立に関するものについて評価を行うため、次の事項を考慮する。 (a) 労働者の雇用及び訓練に対する影響 (b) 技術上の貢献 (c) 環境に関する法令に定める環境に関する諸規定の遵守 (d) メキシコの産業全体の競争力の向上に対する貢献 国家外国投資委員会は、申請に関する決定を行う場合には、国際的な貿易を歪めない特定措置の履行要求であって第六十五条の規定により禁止されていないもののみを課することができる。 約束しない。

四	三
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
すべての分野	<p>すべての分野</p> <p>内国民待遇（第五十八条） 連邦政府 外国投資法第一編第三章 投資</p> <p>他方の締約国の投資家又はその投資財産は、外資規制のない分野において活動するメキシコの企業の持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に取得する場合において、その持分の取得を申請する時点における当該メキシコの企業の総資産価値が基準額を上回るときは、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。</p> <p>この協定の効力発生の日において、メキシコの企業の持分の取得に係る申請の検討に用いられる基準額は、国家外国投資委員会が定める額とし、いかなる場合にも、一億五千万アメリカ合衆国ドルを下回らないものとする。</p> <p>この基準額は、この協定の効力発生の日の後は、毎年、国立統計・地理・情報庁が発表するメキシコの国内総生産の名目成長率に基づいて調整されるものとする。</p> <p>約束しない。</p>

五	
分野	<p>産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>
すべての分野	<p>内国民待遇（第五十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 連邦政府 メキシコ合衆国憲法第二十五条 協同組合一般法第一編及び第二編第二章 連邦労働法第一編 外国投資法第一編第三章 投資</p> <p>メキシコの協同生産組合に参加する外国人の数は、当該組合の構成員の総数の十パーセントを超えてはならない。</p> <p>他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの協同生産組合については、その持分の十パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。</p> <p>外国人は、メキシコの協同生産組合において管理上の職務に従事すること又は経営上の活動を行うことはできない。</p> <p>「協同生産組合」とは、物品の生産又はサービスの提供を目的として、各組員による物理的又は知的な作業を結び付ける事業体をいう。</p> <p>約束手しない。</p>

六		
政府の段階	留保の種類	産業分類
連邦政府	内国民待遇（第五十八条）	農業、牧畜業、林業及び伐採搬出
		農業、牧畜業又は林業
		C M A P 一一一 農業
		C M A P 一一二 牧畜業及び狩猟（牧畜業に限る。）
		C M A P 一二〇 林業及び伐採搬出
		内国民待遇（第五十八条）
		連邦政府
		内国民待遇（第五十八条）
		連邦政府
		零細企業及び手工業の振興に関する連邦法第一章、第二章及び第三章
		投資
		メキシコの国民のみが、零細企業の認定を受けるための申請を行うことができる。
		メキシコの零細企業は、外国人を共同経営者とすることができない。
		零細企業及び手工業の振興に関する連邦法において、「零細企業」とは、加工業に従事する従業員十五人以下の企業であつて、その年間の売上額が経済省が随時決定する額を上回らないものをいう。
		約束しない。
		段階的撤廃
		小分野
		産業分類
		留保の種類
		政府の段階
		措置
		概要

	七
措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類
<p>概要</p> <p>メキシコ合衆国憲法第二十七条 農地法第六編 外国投資法第一編第三章 投資</p> <p>メキシコの国民及びメキシコの企業のみが、農業、牧畜業又は林業の目的のために土地を所有することができる。メキシコの企業は、そのような目的で土地を取得する場合には、その土地の時価に相当する特別な種類の株式（以下「T株式」という。）を発行しなければならない。他方の締約国の投資家又はその投資財産は、T株式については、その総数の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。約束しない。</p>	<p>措置</p> <p>政府の段階 措置</p> <p>通信</p> <p>電気通信サービス及び公衆電気通信網（商業事業者） C M A P 七二〇〇六 その他の電気通信サービス（商業事業者が提供するものに限る。） 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第九十九条） 現地における拠点（第百条） 連邦政府 メキシコ合衆国憲法第二十八条 連邦電気通信法第三章第五節及び第四章第三節</p>

八	
分野	<p>概要</p> <p>段階的撤廃</p>
通信	<p>公衆電話サービスに関する規則第一章、第二章及び第四章 国際電気通信に関する規則第一条、第二条、第三条、第四条、第五条及び第六条 投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>商業事業者として電気通信サービスを提供するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの国民及びメキシコの国内法に基づいて設立された企業のみが受けることができる。</p> <p>商業事業者として電気通信サービスの提供に従事する企業を設立するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの国民及びメキシコの国内法に基づいて設立された企業のみが受けることができる。</p> <p>電気通信サービスの商業事業者の設立及び運営は、有効な関連規則に常に従うものとする。通信運輸省は、関連規則が施行されるまでの間は、商業事業者の設立に関する許可を与えない。</p> <p>「商業事業者」とは、送信手段を所有し又は占有することなく、公衆電気通信網に関し特許を受けた者の設備能力を利用して、第三者に対し電気通信サービスを提供する者をいう。</p> <p>通信運輸省が特別に承認する場合を除くほか、公衆電気通信網に関し特許を受けた者は、商業事業者の資本に直接又は間接に参加することはできない。</p> <p>国際的な通信は、通信運輸省から明示的に特許を受けた者の承認された国際ポートを通じて行われる。</p> <p>約束しない。</p>

小分野 産業分類 留保の種類	政府の段階	措置	概要
電気通信サービス及び公衆電気通信網 C M A P 七二〇〇六 その他の電気通信サービス 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第九十九条） 現地における拠点（第百条）	連邦政府	メキシコ合衆国憲法第三十二条 連邦電気通信法第一章、第三章第一節、第二節、第三節及び第四節並びに第五章 外国投資法第一編第三章	投資 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、次のことに関し特許を受けた企業については、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。 (a) メキシコの区域内において周波数帯（無料のスペクトル及び公用のスペクトルを除く。）を使用し、それにより利益を得、又はそれを利用すること。 (b) 公衆電気通信網を設置し、運営し、又は利用すること。
衛星通信に関する規則第二編第一節、第二節及び第三節並びに第三編		公衆電話サービスに関する規則第一章、第二章及び第四章	
有料テレビジョン・音声サービスに関する規則第一章及び第五章		長距離サービスに関する規則第三章、第四章及び第七章	
国際電気通信に関する規則第一条、第二条、第三条、第四条、第五条及び第六条			

-
-
- (c) メキシコに割り当てられた静止衛星軌道上の位置及び衛星軌道を占有し、これらに対応する周波数帯を利用すること。
- (d) メキシコの区域内を対象とし、かつ、メキシコの区域内においてサービスを提供することのできる外国衛星システムに係る周波数帯の信号送受信権を利用すること。
- 国境を越えるサービスの貿易
- 次のことを行うためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。
- (a) メキシコの区域内において周波数帯（無料のスペクトル及び公用のスペクトルを除く。）を使用し、それにより利益を得、又はそれを利用すること。
- (b) 公衆電気通信網を設置し、運営し、又は利用すること。
- (c) メキシコに割り当てられた静止衛星軌道上の位置及び衛星軌道を占有し、これらに対応する周波数帯を利用すること。
- (d) メキシコの区域内を対象とし、かつ、メキシコの区域内においてサービスを提供することのできる外国衛星システムに係る周波数帯の信号送受信権を利用すること。
- この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。
- メキシコの区域内における電波スペクトルの特定の使用のために周波数帯を使用し、それにより利益を得、又はそれを利用するためには、特許を受けなければならない。この特定の使用のために電波スペクトルの周波数帯を使用し、それにより利益を得、又はそれを利用するための特許は、公開の入札を通じて与えられる。
- 国際的な通信は、公衆電気通信網に関し通信運輸省の特許を受けた企業によってのみ伝送される。この通信は、通信運輸省の特許を受けた者の国際ポートを通じて行われる。
-

	九
段階的撤廃	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置
<p>民間の電気通信網の運用者は、商業的に電気通信サービスを提供しようとする場合には、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許を受けた場合には、当該電気通信網の性質は、公衆電気通信網に変わる。</p> <p>約束しない。</p>	<p>通信</p> <p>電気通信サービス及び公衆電気通信網（電話）</p> <p>C M A P 七二〇〇〇三 電話サービス（「A」周波数帯及び「B」周波数帯の携帯電話サービスを含む。）</p> <p>C M A P 七二〇〇〇四 公衆電話サービス</p> <p>C M A P 五〇二〇〇三 電気通信施設</p> <p>内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）</p> <p>最恵国待遇（第九十九条）</p> <p>現地における拠点（第百条）</p> <p>連邦政府</p> <p>メキシコ合衆国憲法第二十八条</p> <p>連邦電気通信法第一章、第三章第一節、第二節、第三節及び第四節並びに第五章</p> <p>外国投資法第一編第三章</p> <p>公衆電話サービスに関する規則第一章、第二章及び第四章</p> <p>衛星通信に関する規則第二編第一節、第二節及び第三節</p>

概要

地域サービスに関する規則第八条

長距離サービスに関する規則第三章、第四章及び第七章

国際電気通信に関する規則第一条、第二条、第三条、第四条、第五条及び第六条

この留保は、二以上の地点の間で、利用者の情報をその形態又は内容を変更することなくリアルタイムで伝送する電気通信サービス（一般向けに提供されるものであるか否かを問わない。）を対象とする。

投資

他方の締約国の投資家又はその投資財産は、特許を受けたメキシコの企業であつて電話サービス、公衆電話サービス及び電気通信施設（移動電話サービスを除く。）を提供するものについては、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。

他方の締約国の投資家又はその投資財産は、移動電話サービス事業者の資本について、その四十九パーセントを超えて直接又は間接に参加する場合には、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。

国境を越えるサービスの貿易

次のことを行うためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。

- (a) メキシコの区域内において周波数帯（無料のスペクトル及び公用のスペクトルを除く。）を使用し、それにより利益を得、又はそれを利用すること。
 - (b) 公衆電気通信網を設置し、運営し、又は利用すること。
 - (c) メキシコに割り当てられた静止衛星軌道上の位置及び衛星軌道を占有し、これらに対応する周波数帯を利用すること。
-

十	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	段階的撤廃
通信 運輸及び電気通信 CMAP 七二〇〇 通信（電気通信サービス及び郵便サービスを含む。） CMAP 七一 運輸 内国民待遇（第五十八条）	<p>(d) メキシコの区域内を対象とし、かつ、メキシコの区域内においてサービスを提供することのできる外国衛星システムに係る周波数帯の信号送受信権を利用すること。</p> <p>この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。</p> <p>民間の電気通信網の運用者は、商業的に電気通信サービスを提供しようとする場合には、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許を受けた場合には、当該電気通信網の性質は、公衆電気通信網に変わる。</p> <p>公衆電気通信網は、電話サービスを提供するための施設を含む。公衆電気通信網は、その利用者が所有する電気通信設備又は当該公衆電気通信網の終端地点を越える場所に所在する電気通信網のいずれも含まない。</p> <p>メキシコの区域内における電波スペクトルの特定の使用のために周波数帯を使用し、それにより利益を得、又はそれを利用するためには、特許を受けなければならない。この特定の使用のために電波スペクトルの周波数帯を使用すること等に関する特許は、公開の入札を通じて与えられる。</p> <p>国際的な通信は、通信運輸省から明示的に特許を受けた者の国際ポートを通じて行われる。約束しない。</p>

十一		<p>政府の段階 措置</p> <p>連邦政府 港灣法第四章 鉄道サービスに関する法律第二章第三節 民間航空法第三章第三節 空港法第四章 道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第一編第三章 連邦電気通信法第三章第六節 連邦ラジオ・テレビジョン法第三編第一章及び第二章 交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一卷第三章及び第五章 投資</p> <p>外国の政府及び公的企業又はそれらの投資財産は、通信及び運輸に関する活動並びに交通及び通信の一般的な手段に関する法律の規律の対象となるその他の活動に従事するメキシコの企業に、直接又は間接に投資することはできない。 約束しない。</p> <p>建設</p> <p>C M A P 五〇一三三二二 石油及びその派生物を輸送するためのパイプラインの建設（専門的な請負業者によるものに限る。） C M A P 五〇三〇〇八 油田及びガス田の掘削（専門的な請負業者によるものに限る。）</p>
	<p>概要</p> <p>段階的撤廃</p>	
<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p>		

十二		<p>留保の種類 政府の段階 措置</p> <p>内国民待遇（第五十八条） 連邦政府 メキシコ合衆国憲法第二十七条 憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律第二条、第三条、第四条及び第六条 外国投資法第一編第三章 憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律施行規則第一章、第五章、第九章及び第十 二章 投資</p> <p>概要</p> <p>危険分担に関する契約は、禁止されている。 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される 企業であつて、油田及びガス田の探査及び掘削並びに石油及びその派生物を輸送するための手段の 建設に危険分担に関する契約以外の契約に基づいて従事するものについて、その持分の四十九パー セントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければ ならない。（附属書八メキシコの表参照） 約束しない。</p>
<p>分野 小分野 産業分類</p> <p>教育サービス 私立学校 C M A P 九二一一〇一 私立学校による就学前教育サービス C M A P 九二一一〇二 私立小学校教育サービス</p>		

十三	
分野 小分野	<p>留保の種類 政府の段階 措置</p>
エネルギー 石油製品	<p>段階的撤廃</p> <p>概要</p> <p>投資</p> <p>他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であつて、私立学校による就学前教育、小学校教育、中学校教育、高等学校教育、高等教育又はこれらを組み合わせた教育のサービスを提供するものについて、その持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。</p> <p>約束しない。</p> <p>C M A P 九二一〇三 私立中学校教育サービス</p> <p>C M A P 九二一〇四 私立高等学校教育サービス</p> <p>C M A P 九二一〇五 私立学校による高等教育サービス</p> <p>C M A P 九二一〇六 就学前教育、小学校教育、中学校教育、高等学校教育及び高等教育を組み合わせた私立学校による教育サービス</p> <p>内国民待遇（第五十八条）</p> <p>連邦政府</p> <p>外国投資法第一編第三章</p> <p>高等教育調整法第二章</p> <p>教育一般法第三章</p>

十四	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	エネルギー 石油製品 CMAP 六二三〇九〇 他に分類されないその他の物品の小売業（天然ガスの流通、輸送及び貯蔵に限る。） 現地における拠点（第百条） 連邦政府 憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律第一章、第二章、第五章、第七章及び第九		産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	CMAP 六二三〇五〇 液化ガス燃料の小売業 内国民待遇（第五十八条） 連邦政府 外国投資法第一編第二章 憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律第一章、第二章、第五章、第七章及び第九章 憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律施行規則第一章、第九章及び第十二章 液化石油ガスに関する規則第二章、第三章及び第五章 投資 メキシコの国民及び外国人排除条項を有するメキシコの企業のみが、液化石油ガスの流通に携わることができる。 約束しない。
----	---	--	--	------------------------------	---

	十五
<p>概要</p> <p>段階的撤廃</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階措置</p>
<p>章</p> <p>憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律施行規則第一章、第九章及び第十二章</p> <p>天然ガスに関する規則第一章、第三章、第四章及び第五章</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>天然ガスの流通、輸送及び貯蔵に係るサービスを提供するためには、エネルギー規制委員会の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの企業のみが受けることができる。</p> <p>約束しない。</p>	<p>エネルギー</p> <p>石油製品</p> <p>C M A P 六二六〇〇〇 ガソリン及び軽油（給油所において販売される潤滑油、油脂及び添加剤を含む。）の小売業</p> <p>内国民待遇（第五十八条）</p> <p>連邦政府</p> <p>外国投資法第一編第二章</p> <p>憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律第一章、第二章、第五章、第七章及び第九章</p> <p>憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律施行規則第一章、第二章、第三章、第五章、第七章、第九章及び第十二章</p> <p>投資</p>

十七	十六	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	段階的撤廃
漁業 漁業 C M A P 一三〇〇 漁業	エネルギー 石油製品（航空機、船舶及び鉄道用機器のための燃料及び潤滑油の供給） 内国民待遇（第五十八条） 連邦政府 外国投資法第一編第三章 投資 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、航空機、船舶及び鉄道用機器のための燃料及び潤滑油を供給するメキシコの企業については、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。 約束しない。	メキシコの国民及び外国人排除条項を有するメキシコの企業のみが、ガソリンの小売業に従事し、又はガソリン、軽油、潤滑油、油脂若しくは添加剤の流通若しくは小売販売に携わる給油所を取得し、設立し、若しくは運営することができる。 約束しない。

	<p>留保の種類</p> <p>内国民待遇（第九十八条）</p> <p>最惠国待遇（第九十九条）</p> <p>現地における拠点（第百条）</p> <p>連邦政府</p> <p>メキシコ合衆国憲法第三十二条</p> <p>漁業法第一章及び第二章</p> <p>海運法第二編第一章</p> <p>漁業法施行規則第一章、第三章、第四章、第五章、第六章、第九章及び第十五章</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p>
<p>概要</p>	<p>「メキシコの管轄水域」において漁業活動に従事するためには、環境天然資源省の特許又は許可を受けなければならない。これらの特許又は許可は、メキシコの国籍を有する船舶を使用するメキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。外国の国籍を有する船舶を運用する者は、メキシコの国籍を有する船舶が当該外国の排他的経済水域において漁業活動に従事することについて同等の待遇を与えられている場合には、例外的に許可を与えられることがある。</p> <p>メキシコの国民及びメキシコの企業のみが、メキシコの国籍を有する船舶の公海での漁業、固定漁具の設置、研究又は養殖のための自然環境からの幼生、成体、卵、種子又は幼魚の採取、「メキシコの管轄水域」への新たな品種の導入及び漁業教育機関の計画に基づく教育目的の漁業を行うための許可を、環境天然資源省から受けることができる。</p> <p>約束しない。</p>
<p>段階的撤廃</p>	

分野	小分野	産業分類	留保の種類	政府の段階	措置	概要
漁業	漁業	C M A P 一三〇〇一一	外洋における漁業		漁業法第一章、第二章及び第四章	
		C M A P 一三〇〇一二	沿岸における漁業		海運法第三編第一章	
		C M A P 一三〇〇一三	内水における漁業		連邦海洋法第一編第一章及び第三章 連邦水資源法第一編及び第四編第一章	
			内国民待遇（第五十八条） 最恵国待遇（第五十九条）	連邦政府	外国投資法第一編第三章	
					漁業法施行規則第一章、第二章、第三章、第五章、第六章、第九章及び第十五章	
					投資	
						他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であつて沿岸漁業、淡水漁業及び排他的経済水域内の漁業を行うものについては、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。ただし、水産養殖業に従事する企業については、この限りでない。
						他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される

二十		
分野 小分野	<p>段階的撤廃</p> <p>概要 措置 政府の段階 留保の種類</p>	<p>段階的撤廃</p>
製造業	<p>製造業</p> <p>爆発物、花火、火器及び弾薬筒</p> <p>C M A P 三五二二三六 爆発物及び花火の製造</p> <p>C M A P 三八二二〇八 火器及び弾薬筒の製造</p> <p>内国民待遇（第五十八条）</p> <p>連邦政府</p> <p>外国投資法第一編第三章</p> <p>投資</p> <p>他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であつて爆発物、花火、火器、弾薬筒及び弾薬を製造するものについては、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。ただし、産業活動及び採取活動のための爆発性混合物の調製を行う企業については、この限りでない。</p> <p>約束しない。</p>	<p>企業であつて公海上での漁業を行うものについて、その持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。</p> <p>約束しない。</p>

<p style="text-align: center;">二十一</p>	
<p style="text-align: center;">分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置</p>	<p style="text-align: center;">産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>
<p style="text-align: center;">製造業</p> <p style="text-align: center;">特定措置の履行要求（第六十五条） 連邦政府</p> <p style="text-align: center;">外国貿易法第一編、第二編第一章、第二章及び第三章並びに第三編</p>	<p style="text-align: center;">特定措置の履行要求（第六十五条） 連邦政府</p> <p style="text-align: center;">外国貿易法第一編、第二編第一章、第二章及び第三章並びに第三編 輸出企業の振興及び運営に関する命令（以下「ALTEX命令」という。） 投資</p> <p>1 ALTEX命令に定義する「直接輸出者」であってALTEX命令に基づき事業を行うことを経済省により認められたものは、少なくとも年間の販売総額の四十パーセント又は二百万アメリカ合衆国ドルに相当する額の輸出を毎年行わなければならない。</p> <p>2 ALTEX命令に定義する「間接輸出者」であってALTEX命令に基づき事業を行うことを経済省により認められたものは、少なくとも年間の販売総額の五十パーセントに相当する額の輸出を毎年行わなければならない。</p> <p>約束しない。</p>

<p style="text-align: right;">概要</p>	<p>段階的撤廃</p>
<p>関税法第三編第二章第三節並びに第四編第一章及び第三章 輸出産品を生産するための一時輸入の制度の設立に関する命令（以下「PITEX命令」という。） マキラドローラ輸出産業の振興及び運営に関する命令（以下「マキラドローラ命令」という。）</p> <p>投資</p> <p>PITEX命令及びマキラドローラ命令に基づき事業を行うことを経済省により認められた者は、次の規定に従うものとする。</p> <p>(a) 次のものの一時免税輸入の許可を受けるためには、少なくとも年間の総生産額の三十パーセントに相当する額の輸出を行わなければならない。</p> <p>(i) 研究及び産業上の安全のために使用される工具、機器及び附属品、衛生上及び防腐上必要な物品、産業による環境汚染の防止及び管理のために必要な物品、ハンドブック及び産業用の図面並びに電気通信機器及びコンピュータ機器</p> <p>(ii) 製造工程において使用される機械、装置、機器及び予備部品、実験室用、測定用及び試験用の機器並びに品質管理、要員の訓練及び企業の管理能力開発のために必要な設備</p> <p>(b) 次のものの一時免税輸入の許可を受けるためには、少なくとも年間の総生産額の十パーセント又は五十万アメリカ合衆国ドルに相当する額の輸出を行わなければならない。</p> <p>(i) 輸出産品の生産において使用される原材料、部品、構成部品、補助的な材料、容器、包装材料、燃料及び潤滑油</p> <p>(ii) コンテナー及びトレイラー用コンテナー</p> <p>約束しない。</p>	

<p>二十三</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p> <p>自由職業サービス、技術的サービス及び専門的サービス 医師 C M A P 九二三一 民間の医療サービス、歯科医療サービス及び獣医サービス（医療サービス及び歯科医療サービスに限る。） 内国民待遇（第九十八条）</p>
<p>二十二</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 投資</p> <p>印刷業、編集業及び関連産業 新聞の発行 C M A P 三四二〇〇一 新聞、雑誌及び定期刊行物の発行（新聞の発行に限る。） 内国民待遇（第五十八条） 連邦政府 外国投資法第一編第三章 次の「概要」の記述を勘案する。 投資 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であつて、主としてメキシコの読者のために編集され、かつ、メキシコの区域内において配布される日刊紙の印刷又は発行を行うものについては、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。 この留保の適用上、「日刊紙」とは、少なくとも一週間に五日は発行される新聞をいう。 約束しない。</p>

	二十四
<p>政府の段階 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>
<p>連邦政府 連邦労働法第一章 国境を越えるサービスの貿易 メキシコの区域内において医師としての免許を受けたメキシコの国民のみが、メキシコの企業において企業内医療サービスを提供することができる。 約束しない。</p>	<p>自由職業サービス、技術的サービス及び専門的サービス 自由職業サービス C M A P 九五一〇 自由職業サービス、技術的サービス及び専門的サービス（自由職業サービスに限る。） 内国民待遇（第九十八条） 現地における拠点（第百条） 連邦政府 憲法第五条に定める連邦区における専門的な業務の実施に関する法律第三章第三節及び第五章 憲法第五条に定める連邦区における専門的な業務の実施に関する法律施行規則第三章 人口法第三章 国境を越えるサービスの貿易 外国人は、メキシコが締結している関連する国際条約の規定に従い、憲法第五条に定める連邦区における専門的な業務の実施に関する法律に規定する自由職業サービスを連邦区において提供する</p>

	二十五
段階的撤廃	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
<p>ことができる。</p> <p>このような国際条約が存在しない場合には、外国人による自由職業サービスの提供は、当該外国人の居住地国との間で相互主義が成立していること及びメキシコの法令に定めるその他の要件が満たされることを条件として認められる。</p> <p>外国人であって自由職業サービスを提供するものは、メキシコに住所を有しなければならぬ。</p> <p>この場合において、住所は、照会及び通知を受けるために用いられる場所とする。</p> <p>約束しない。</p>	<p>自由職業サービス、技術的サービス及び専門的サービス 専門的サービス（商務公証人）</p> <p>内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 現地における拠点（第百条） 連邦政府 連邦商務公証人法第七条、第八条、第十二条及び第十五条 連邦商務公証人法施行規則第一章並びに第二章第一節及び第二節 外国投資法第一編第二章 投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>出生によりメキシコの国籍を取得した者のみが、商務公証人の免許を受けることができる。</p> <p>商務公証人は、商務公証サービスの提供に関しては、いかなる者とも事業上の提携関係を有して</p>

	<p style="text-align: center;">二十六</p>	
<p style="text-align: center;">段階的撤廃</p>	<p style="text-align: center;">概要 措置 政府の段階 留保の種類 産業分類 小分野 分野</p>	<p style="text-align: center;">段階的撤廃</p>
<p style="text-align: center;">段階的撤廃</p>	<p style="text-align: center;"> 自由職業サービス、技術的サービス及び専門的サービス 専門的サービス CMAP 九五〇一〇二 通関業 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 連邦政府 関税法第二編第一章及び第三章並びに第七編第一章 外国投資法第一編第二章 投資及び国境を越えるサービスの貿易 出生によりメキシコの国籍を取得した者のみが、通関士となることができる。 輸入者若しくは輸出者の委託を受けた者として又は輸入者若しくは輸出者を法的に代理する者として活動する通関士及び通関士の代理人のみが、当該輸入者又は輸出者の物品の通関に係る手続を行うことができる。 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、通関業者の持分を直接又は間接に取得することはできない。 約束しない。 </p>	<p style="text-align: center;"> はならない。 商務公証人は、業務を行う権限を与えられた地域内に事務所を設置しなければならない。 約束しない。 </p>

二十八	分野 小分野 産業分類 留保の種類	小売業 専門施設における非食料品の販売 C M A P 六二三〇八七 火器、弾薬筒及び弾薬の小売業 C M A P 六一二〇二四 他に分類されない卸売業（火器、弾薬筒及び弾薬の販売に限る。） 内国民待遇（第五十八条）
二十七	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	宗教 C M A P 九二九〇〇一 宗教団体による活動 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 現地における拠点（第百条） 連邦政府 宗教及び宗教団体に関する法律第二編第一章及び第二章 投資 メキシコにおける宗教団体の代表者は、メキシコの国民でなければならない。 国境を越えるサービスの貿易 宗教団体は、宗教及び宗教団体に関する法律に従って設立された団体でなければならない。 宗教団体は、内務省の登録を受けなければならない。この登録を受けるためには、メキシコにおいて設立された団体であることが条件とされる。 約束しない。

二十九	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置</p>	<p>農業サービス C M A P 九七一〇一〇 農業サービスの提供 内国民待遇（第九十八条） 現地における拠点（第百条） 連邦政府 メキシコ合衆国憲法第三十二条 連邦植物衛生法第二編第四章 メキシコ合衆国衛生植物検疫法施行規則第七章 国境を越えるサービスの貿易</p>
段階的撤廃	<p>政府の段階 措置 概要</p>	<p>連邦政府 外国投資法第一編第三章 投資 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であつて爆発物、火器、弾薬筒、弾薬及び花火の販売に従事するものについては、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。ただし、産業活動及び採取活動のための爆発物の購入及び使用並びにこれらの活動のための爆発性混合物の調製を行う企業については、この限りでない。 約束しない。</p>

三十一		
分野 小分野 産業分類	概要 措置 政府の段階 留保の種類 産業分類 小分野	段階的撤廃
運輸 航空運送 CMAP 七一三〇〇一 国内で登録された航空機による定期航空運送サービス	航空機の修理施設に関する規則第一章 国境を越えるサービスの貿易 航空機の修理施設並びに要員の教育及び訓練のための施設を設置し、かつ、運営し、又はこれらを運営するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。 約束しない。	農産を散布するためには、農業・牧畜・農村開発・水産・食糧省の特許を受けなければならない。 この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。 約束しない。

三十二	
分野	<p>留保の種類</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p> <p>概要</p> <p>段階的撤廃</p>
運輸	<p>C M A P 七一三〇〇二 不定期航空運送サービス（エアータクシー）</p> <p>内国民待遇（第五十八条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第六十四条）</p> <p>連邦政府</p> <p>民間航空法第九章及び第十章</p> <p>民間航空法施行規則第二編第一章</p> <p>外国投資法第一編第三章</p> <p>次の「概要」の記述を勘案する。</p> <p>投資</p> <p>他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であつて、メキシコにおいて登録された航空機による商業航空サービスを提供するものについては、その議決権のある持分の二十五パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。そのような企業の取締役会の長及び当該取締役会の構成員の少なくとも三分の二並びに当該企業の管理職員の少なくとも三分の二は、メキシコの国民でなければならない。</p> <p>メキシコの国民及びメキシコの国民がその議決権のある持分の七十五パーセントを所有し又は支配する企業であつて、取締役会の長及び管理職員の少なくとも三分の二がメキシコの国民であるもののみが、メキシコにおいて航空機を登録することができる。</p> <p>約束しない。</p>

	小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	航空運送 C M A P 九七三三〇一 航空管制サービス C M A P 九七三三〇二 空港及びヘリポートの管理サービス 内国民待遇（第五十八条） 連邦政府 メキシコ合衆国憲法第三十二条 交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一卷第一章、第二章及び第三章 外国投資法第一編第三章 民間航空法第一章及び第四章 空港法第三章 空港法施行規則第二編第一章、第二章及び第三章 投資 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であつて公共の用に供する飛行場に係る特許又は許可を受けたものについて、その持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならぬ。 この決定に当たり、国家外国投資委員会は、国家の発展及び技術の開発の促進並びに国家主権の保全に配慮する。 約束しない。
段階的撤廃		

分野	運輸
小分野	特殊な航空サービス
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第五十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条）
政府の段階	現地における拠点（第百条） 連邦政府
措置	交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一卷第三章 外国投資法第一編第三章 民間航空法第一章、第二章、第四章及び第九章
概要	次の「概要」の記述を勘案する。 投資
<p>他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であつて、メキシコにおいて登録された航空機を使用して特殊な航空サービスを提供するものについては、その議決権のある持分の二十五パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。そのような企業の取締役会の長及び当該取締役会の構成員の少なくとも三分の二並びに当該企業の管理職員の少なくとも三分の二は、メキシコの国民でなければならぬ。メキシコの国民及びメキシコの国民がその議決権のある持分の七十五パーセントを所有し又は支配する企業であつて、取締役会の長及び管理職員の少なくとも三分の二がメキシコの国民であるもののみが、メキシコにおいて航空機を登録することができる。</p>	

	三十四
段階的撤廃	分野 小分野 産業分類
<p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>メキシコの区域内において特殊な航空サービスを提供するためには、通信運輸省の許可を受けなければならぬ。この許可は、これらのサービスを提供しようとする者がメキシコの区域内に住所を有している場合に限り、与えられる。</p> <p>約束しない。</p>	<p>運輸 陸上運送</p> <p>C M A P 七一一二〇一 建設資材の運送サービス</p> <p>C M A P 七一一二〇二 引越サービス</p> <p>C M A P 七一一二〇三 その他の特殊貨物運送サービス</p> <p>C M A P 七一一二〇四 一般貨物運送サービス</p> <p>C M A P 七一一三一一 長距離バスによる旅客運送サービス</p> <p>C M A P 七一一三一八 学校用運送サービス及び観光用運送サービス（観光用運送サービスに限る。）</p> <p>内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）</p> <p>現地における拠点（第百条）</p> <p>連邦政府</p> <p>外国投資法第一編第二章</p> <p>道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第一編第三章</p>

段階的撤廃	<p data-bbox="1204 414 1236 481">概要</p> <p data-bbox="1204 593 1284 1377">連邦自動車運送及び補助的サービスに関する規則第一章 投資</p> <p data-bbox="941 593 1189 1982">他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であつて、旅客運送サービス（都市間バスサービスを除く。）又はメキシコの区域内の地点間における国内貨物の運送に係るサービスに従事するものについては、その持分を直接又は間接に所有することはできない。ただし、小包及び信書の配送サービスに従事する企業については、この限りでない。</p> <p data-bbox="885 593 917 1008">国境を越えるサービスの貿易</p> <p data-bbox="678 593 869 1982">メキシコの区域への若しくは当該区域からの貨物若しくは旅客を運送するための、都市間バスサービス、観光用運送サービス又は貨物自動車運送サービスを提供するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。これらのサービスは、メキシコの国民及び外国人排除条項を有するメキシコの企業のみが提供することができる。</p> <p data-bbox="470 593 662 1982">メキシコの国民及び外国人排除条項を有するメキシコの企業のみが、メキシコで製造され又は合法的に輸入された機材であつてメキシコで登録されたものを使用し、かつ、メキシコの国民である運転手を使用している場合に限り、メキシコの区域内の地点間における貨物又は旅客の運送に係るバス又はトラックによるサービスを提供することができる。</p> <p data-bbox="359 593 454 1982">小包及び信書の配送サービスを提供するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの国民及びメキシコの法律に基づいて設立された企業に与えられる。</p> <p data-bbox="311 593 343 772">約束しない。</p>

三十六		分野	<p>段階的撤廃</p>
運輸	<p>運輸</p> <p>陸上運送</p> <p>C M A P 七一一三一二 都市及び郊外におけるバスによる旅客運送サービス</p> <p>C M A P 七一一三一五 タクシーによる運送サービス</p> <p>C M A P 七一一三一六 路線バスによる運送サービス</p> <p>C M A P 七一一三一七 タクシー乗場からの自動車運送サービス</p> <p>C M A P 七一一三一八 学校用運送サービス及び観光用運送サービス（学校用運送サービスに限る。）</p> <p>内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）</p> <p>連邦政府</p> <p>外国投資法第一編第二章</p> <p>交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一卷第一章及び第二章</p> <p>道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第一編第三章</p> <p>連邦自動車運送及び補助的サービスに関する規則第一章</p> <p>投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>メキシコの国民及び外国人排除条項を有するメキシコの企業のみが、地域のバスサービス、学校用バスサービス及びタクシーその他の乗合自動車サービスを提供することができる。</p> <p>約束しない。</p>	運輸	<p>三十五</p> <p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p>

三十七	分野 小分野 産業分類 留保の種類	運輸 陸上運送 CMAP 九七三一〇二 道路及び橋の管理に係るサービス並びに補助的なサービス 内国民待遇（第九十八条） 現地における拠点（第百条）
	段階的撤廃 概要 措置 政府の段階 留保の種類 産業分類 小分野	陸上運送 CMAP 九七三一〇一 旅客バスターミナルの管理に係るサービス及び補助的なサービス（バス及びトラックの主要なターミナル及び停留所に係るサービスに限る。） 内国民待遇（第九十八条） 現地における拠点（第百条） 連邦政府 道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第一編第三章 連邦道路用地及び周辺地帯の利用に関する規則第二章及び第四章 連邦自動車運送及び補助的サービスに関する規則第一章 国境を越えるサービスの貿易 バス若しくはトラックの停留所若しくはターミナルを設置し、又は運営するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。 約束しない。

	三十八
<p>政府の段階 措置</p> <p>概要</p> <p>段階的撤廃</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階 措置</p>
<p>連邦政府</p> <p>メキシコ合衆国憲法第三十二条</p> <p>道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第一編第三章</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>道路及び橋の管理に係るサービス並びに補助的なサービスを提供するためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。</p> <p>約束しない。</p>	<p>運輸</p> <p>陸上運送及び水運</p> <p>C M A P 五〇一四二一 海洋及び河川における工作物の建設</p> <p>C M A P 五〇一四二二 道路及び陸上運送のための工作物の建設</p> <p>内国民待遇（第九十八条）</p> <p>現地における拠点（第百条）</p> <p>連邦政府</p> <p>メキシコ合衆国憲法第三十二条</p> <p>道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第一編第三章</p> <p>港湾法第四章</p> <p>海運法第一編第二章</p>

	<p>概要</p>
<p>三十九</p>	<p>段階的撤廃</p>
<p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>海洋若しくは河川における工作物又は陸上運送のための道路を建設し、かつ、運営し、又はこれらを運営するためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみに与えられる。</p> <p>約束手しない。</p>	<p>概要</p> <p>段階的撤廃</p> <p>運輸</p> <p>パイプライン（エネルギーに関連するものを除く。）</p> <p>内国民待遇（第九十八条）</p> <p>現地における拠点（第百条）</p> <p>連邦政府</p> <p>メキシコ合衆国憲法第三十二条</p> <p>交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一卷第一章、第二章及び第三章</p> <p>連邦水資源法第一編第二章及び第四編第二章</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>物資（エネルギー物資及び基礎石油化学物質を除く。）を輸送するパイプラインを建設し、かつ、運営し、又はこれを運営するためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。</p> <p>約束手しない。</p>

四十	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	運輸 鉄道輸送サービス CMAP 七一一〇一 鉄道輸送サービス 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 現地における拠点（第百条） 連邦政府 外国投資法第一編第三章 鉄道サービス法第一章及び第二章第三節 鉄道サービス法施行規則第一編第一章、第二章及び第三章、第二編第一章及び第四章並びに第三編第一章第一節及び第二節 投資 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であつて、交通の一般的な手段と認められる鉄道の建設、運用及び開発並びに公共鉄道サービスの提供に従事するものについて、当該企業の持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならぬ。 この決定に当たり、国家外国投資委員会は、国家の発展及び技術の開発の促進並びに国家主権の保全に配慮する。 国境を越えるサービスの貿易 鉄道を建設し、運営し、及び開発し、並びに公共鉄道サービスを提供するためには、通信運輸省
----	---	--

四十二	四十一	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 段階的撤廃	段階的撤廃
運輸 水運 C M A P 三八四二〇一 造船及び船舶の修理	運輸 鉄道輸送サービス C M A P 七一一一〇一 鉄道輸送サービス（鉄道の乗務員に関する事項に限る。） 内国民待遇（第九十八条） 連邦政府 連邦労働法第六編第五章 国境を越えるサービスの貿易 鉄道の乗務員は、メキシコの国民でなければならない。 約束しない。	の特許を受けなければならない。この特許は、メキシコの企業のみが受けることができる。 関連する補助的なサービス（鉄道用地における出入口、横断路及び周辺施設の建設に係るサービス、鉄道用地における案内標識の設置及び広告物の掲示に係るサービス並びに線路上の橋の建設及び管理に係るサービス等をいう。）を提供するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。 約束しない。

四十三		
	留保の種類 政府の段階 措置	内国民待遇（第九十八条） 現地における拠点（第百条） 連邦政府 メキシコ合衆国憲法第三十二条 交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一卷第一章、第二章及び第三章 海運法第一編第二章 港湾法第四章 国境を越えるサービスの貿易 造船所を設置し、かつ、運営し、又はこれを運営するためには、通信運輸省の特許を受けなければならぬ。この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。 約束しない。
分野 小分野 産業分類	運輸 水運 C M A P 七二二〇一一 外洋及び沿岸運送サービス C M A P 七二二〇一二 沿岸運送サービス C M A P 七二二〇一三 外洋及び沿岸のえい航サービス C M A P 七二二〇二一 内水運送サービス 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条）	
留保の種類		

政府の段階 措置	概要
連邦政府 海運法第三編第一章 外国投資法第一編第三章 連邦経済競争法第四章	<p>次の「概要」の記述を勘案する。</p> <p>投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>公海を航行する船舶の運用又は利用（運送サービス及び国際海上えい航サービスを含む。）には、国際条約に定める相互主義に基づいて、すべての国の船舶所有者及び船舶が参加することができる。通信運輸省は、自由競争の原則が尊重されない場合又は国家経済が影響を受ける場合には、連邦競争委員会の意見を求めた上で、特定の国際公海貨物運送サービスの全部又は一部をメキシコの国籍を有する船舶又はそのようにみなされる船舶を使用してメキシコの船舶企業のみが行うものとして、留保することができる。</p> <p>しゅんせつ機並びに港湾の建設、維持及び運営のための機械の運用及び利用は、メキシコ又は外国の国籍を有する船舶又は機械を使用するメキシコ又は外国の船舶企業が行うことができる。</p> <p>他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される船舶企業であって、内水及び沿岸における船舶の商業的利用（観光を目的とする航行、並びにしゅんせつ機並びに港湾の建設、維持及び運営のための機械の利用を除く。）に従事するものについては、当該船舶企業の持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。</p> <p>他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって公海を航行する船舶によるサービスの提供に従事するものについて、その持分の四十</p>

	四十四	段階的撤廃
概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	九パーセントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならぬ。 約束しない。 運輸 水運 C M A P 九七三二〇一 水運業に係る積込み及び取卸しのサービス（ドックの運用及び維持、海岸での積込み及び取卸し、海運貨物の取扱い、棧橋の運用及び維持、船舶の清掃、荷役、船舶とトラック、列車、パイプライン又は埠頭との間の積荷の移動、並びに係留施設の運用を含む。） 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 現地における拠点（第百条） 連邦政府 メキシコ合衆国憲法第三十二条 海運法第一編第二章並びに第二編第四章及び第五章 港湾法第二章、第四章及び第六章 交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一卷第一章、第二章及び第三章 領海、水路、海岸、連邦沿岸区及び埋立地の使用及び享有に関する規則第二章第二節 外国投資法第一編第三章 投資

四十五	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	<p>段階的撤廃</p> <p>運輸 水運</p> <p>C M A P 九七三二〇三 港湾の管理 内国民待遇（第五十八条） 連邦政府 港湾法第四章及び第五章 港湾法施行規則第一編第一章及び第六章 外国投資法第一編第三章</p>	<p>段階的撤廃</p> <p>他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であつて、内水を航行する船舶に対しえい航、係留、補給等の港湾サービスを提供するものについて、その持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>ドック、クレーンその他の関連施設を含む港湾施設（内水におけるものを含む。）を建設し、かつ、運営し、又はこれを運営するためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。</p> <p>荷役サービス及び倉庫サービスを提供するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。</p> <p>約束しない。</p>
-----	---	--	--

	四十六
概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置
<p>投資</p> <p>他方の締約国の投資家又はその投資財産は、総合的な港湾管理を行う者としての権限を与えられたメキシコの企業については、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。</p> <p>「総合的な港湾管理」とは、港湾の財産の使用、享受及び利用並びに関連するサービスの提供に関する特許を通じて、それらの財産及びサービスに関連する企画、計画、開発その他の活動が、ある企業に全面的に委任されている場合についていう。</p> <p>約束しない。</p>	<p>投資</p> <p>運輸 水運</p> <p>C M A P 九七三二〇三 港湾の管理（水先サービスに限る。） 内国民待遇（第五十八条） 連邦政府 海運法第三編第三章 外国投資法第一編第三章 港湾法第四章及び第六章</p> <p>概要</p> <p>投資</p> <p>他方の締約国の投資家又はその投資財産は、内水を航行する船舶に対する水先サービスの提供に従事するメキシコの企業については、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所</p>

段階的撤廃

有することができ
約束しない。